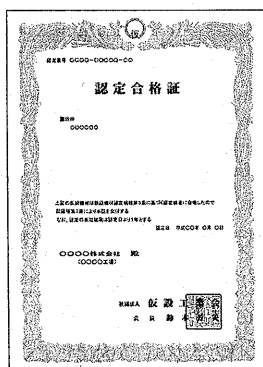


認定合格証について

本会の認定制度は、仮設構造物（仮設足場、型枠支保工等）の安全性を確保するために、仮設機材に関する厚生労働省規格及び本会の定める仮設機材認定基準に適合していることを検査するものです。

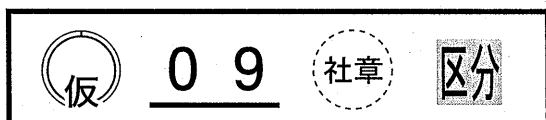
認定検査は本会第1種正会員の申請に基づき、製造工場ごとに、生産管理に関する工場審査及び仮設機材の種類別、型式別に抜取試験を行い、その結果を認定検査審査委員会（関係官庁、学識経験者及び建設に関する労働災害防止団体の関係者により構成）に諮り、委員会の意見のもとに会長が認定を行うものです。



認定に合格したものに対して有効期間1年間の「認定合格証」を発行し、その有効期間に製造されたものを認定品とすることとしています。

認定品（認定に合格した仮設機材）には、それぞれに刻印・ラベル等により表示がされていますので、認定品であることの確認が容易にできるようになっております。

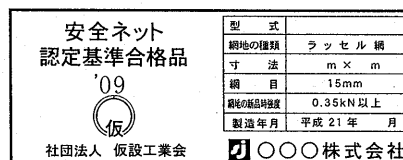
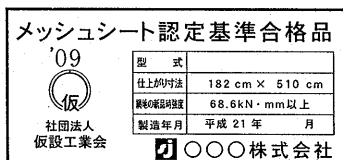
刻印の例



- ① 認定合格マーク
- ② 製造年並びに上期・下期の別
- ③ 製造者マーク
- ④ 用途の区分・略号

'09 認定基準合格品

ラベルの例



有効期間1年間の「認定合格証」とは、その有効期間に製造されたものを認定品とするものであり、使用期間を限定するものではありません。したがって適正な経年管理が行われている仮設機材については、長期間繰り返し使用することができます。

なお、適正な経年管理が行われている機材センターについては、133 ページ「経年仮設機材管理基準適用工場一覧表」を参照してください。